

# 大使館便り

第225号 令和3年12月09日  
在ポルトガル日本国大使館

## 1. 牛尾大使からの御挨拶

先月号の挨拶では、いよいよポルトガルからの日本入国者に対する日本上陸時の水際規制が緩和された旨に触れました。ところがオミクロン株の出現とポルトガルにおける感染事例の確認により、当国からの日本入国者に対する水際規制は、一旦不要となっていた検疫所長の指定する宿泊施設における待機が復活し、その期間も6日間と以前よりも強化されました。この他にも検疫上の必要から種々の措置がございますので、一時帰国等を計画されている方は、今一度、本稿の4. 領事関係(2)の欄を関連リンクも含めて御確認ください。

ポルトガルではコロナ感染第5波が発生しているところ、11月25日、政府は閣議にて従前の「警戒状態宣言」より二段階高い「災害状態宣言」へ引き上げる旨決定し、EUデジタル証明ないし陰性証明の提示を求める生活場面を増やすなど関連各種規制を強化しました。更にクリスマスや年末年始で想定される人々の接触がもたらす悪影響を極小化すべく、来年1月2日～9日をテレワーク義務化など含む接触抑制期間とする旨決めました。コスタ首相は閣議後の会見にて、ゆめゆめ今年1月のような悲劇を繰り返してはならないと語り国民に理解と協力を求めました。

こうした決定に至る前の時期であった11月13日、幸いにもラグビーの日本対ポルトガル公式戦が開催されました。互いに友好国である日ポルトガル両国のスポーツ交流という意味でも、大変に意義深い試合だったと思います。

少し早いですが、本年も大変にお世話になりました。皆様どうぞ良いお年をお迎えください。来年もどうぞ宜しくお願いいたします。

## 2. 政治・経済関係

### (1) レベロ・デ・ソウザ大統領、カーボベルデを訪問

11月7日から9日にかけて、レベロ・デ・ソウザ大統領はカーボベルデを訪問し、9日には、カーボベルデのジョゼ・マリア・ネーヴェス新大統領の就任式に出席しました。就任式後、レベロ・デ・ソウザ大統領は「ネーヴェス新大統領を、来年初旬にポルトガルに招きたい。我々の兄弟の国の大統領であるネーヴェス氏のポルトガル訪問は非常に喜ばしい。ポルトガルは、カーボベルデがより良い未来を獲得するために必要な全てのことを行うだろう。カーボベルデ及び両国関係が最良のものとなる事を願っている。カーボベルデとポルトガルは非常に親しい友人である。」と良好な二国間関係の継続を願い、ネーヴェス大統領の就任を祝いました。

### (2) フェルナンデス環境・気候行動大臣、COP26で演説

11月10日、ジョアン・マツス・フェルナンデス環境・気候行動大臣は、第26回気候変

動枠組み条約国会議（COP26）ハイレベル・セグメントに参加し、演説を行いました。フェルナンデス大臣は「COP26は、パリ協定を補完する更なる野心とより具体的な行動を備えた完全なルールブックに帰結してこそ、初めて成功したと言える。」と共通枠組みの構築を訴えました。また、気候資金に関し「ポルトガルとしては2030年までに額を倍増し、3,500万ユーロを気候資金として拠出すること、そして気候基金を通して特にポルトガル語公用語アフリカ諸国の支援を継続すること、がコミットメントである」とポルトガルの今後の取り組みを強調しました。

### （３）第3四半期雇用統計の発表

11月10日、国立統計院（INE）は2021年第3四半期の雇用統計を発表しました。失業者数は約31万9,000人を記録し、2021年第2四半期と比較し、約2万7,000人（7.8%）減少しました。前年同期との比較では、8万5,000人（21.0%）少ない数値となりました。失業率は6.1%を記録し、第2四半期から0.6%、前年同期から1.9%低い数値となりました。他方、24歳以下の若者の失業率は21.8%を記録し、第2四半期数値（18.7%）と比較し3.1%、EU平均（17.4%）に対し6.3%高い数値となりました。

### （４）インテル-campus社の世論調査結果—11月

11月15日、ジャーナル・デ・ネゴシオス紙は、2か月ぶりにインテル-campus社が実施した世論調査の結果を発表しました。新型コロナウイルス感染症への対応が続く中、与党・社会党（PS）の支持率は39.0%（9月比2.2ポイント増）に増加し、最大野党・社会民主党（PSD）の支持率は28.1%（同3.5ポイント増）と増加しました。PSとPSDの支持率の差は10.9ポイント（9月比1.3ポイント減）に減少しました。その他主要政党では、左翼連合（BE）及びシェーガ党（CH）の支持率が減少し、人と動物と自然の党（PAN）及びリベラル主導党（IL）、民衆党（CDS）の支持率が増加しました。同社による最近の政党別支持率は以下のとおりです。

#### 【政党別支持率推移※<sup>1</sup>】

政党	5月	6月	7月	8月	9月	11月
社会党（PS）	37.9	34.6	34.8	34.7	36.8	39.0
社会民主（PSD）	21.7	22.4	23.4	25.1	24.6	28.1
左翼連合（BE）	8.3	8.9	9.0	9.1	9.7	7.7
シェーガ党（CH）	8.3	10.1	9.0	7.5	8.6	6.3
統一民主連合（CDU※ <sup>2</sup> ）	5.5	6.0	6.7	5.4	5.5	5.3
人と動物と自然の党（PAN）	4.8	5.2	4.5	3.5	3.3	4.4
リベラル主導党（IL）	4.2	6.4	3.1	6.1	5.5	4.2
民衆党（CDS）	2.9	3.1	2.8	1.6	1.4	2.0
Livre	1.3	0.6	0.6	0.2	0.4	0.2

※<sup>1</sup> 10月数値は未公表

※<sup>2</sup>ポルトガル共産党（PCP）・緑の党（PEV）の連合

### （５）警戒状態宣言の発令及び感染症対策規制の強化

11月25日、政府は閣議にて、11月30日まで設定されていた「警戒状態宣言」を、12月1日から、二段階高い「災害状態宣言」へと引き上げる旨決定し、飲食店におけるEUデジタル証明の提示を含む各種規制を強化しました。コスタ首相は宣言の引き上げに関し「政府が導入する措置は三つの要素の利用に基づいている。マスクの利用、デジタルワクチン接種証明、検査である。ワクチン接種も、ブースター接種を含め継続していく。また、今年1月のような悲劇を繰り返してはならないため、1月2日から9日間、接触制限期間を設ける。逆を言えば、ポルトガルで感染をコントロールするためにはこれらの措置のみでよく、現在他のヨーロッパ諸国でとられているような規制は回避できると考えている。全ての人々の行動を信じている。」と説明しました。ポルトガル国内では、感染者数が増加傾向にあり、11月29日にはポルトガル国内で初めてのオミクロン株の感染者が確認されました。

### （６）社会民主党党首選でレイ・リオ党首が再選

11月27日、最大野党の社会民主党（PSD）の党首選挙が実施され、レイ・リオ党首が再選を果たしました。レイ・リオ党首は18,604票（52.4%）を集め、16,879票（47.6%）を獲得したパウロ・ランジェール候補を破り、3期目のPSD党首を務めることとなりました。レイ・リオ党首は「この勝利は党の基盤である政党運動員の勝利である。PSD幹部は、PSD運動員たちとより強く連携する必要がある。今回、党幹部の多くが方向転換を望んでいたことは明らかであったが、彼らは党の利益ではなく個人的な利益を優先していた。しかし、多くの運動員がそれに対して「NO」という回答を出した。次の目標は、1月30日の議会総選挙で勝利することである。我々は、より多くの富を生み出し、そして負債を減らすことに集中しなければならない。」と勝利を喜び、1月の議会選挙への意欲を述べました。

## 3. 広報・文化・その他関係

### （報告）

#### （１）故 Maria João Neves 元在ポルトガル日本国大使館広報文化班職員に対する在外公館長表彰

11月13日、日本大使公邸において、昨年10月21日に亡くなった元日本大使館広報文化班 Maria João Neves 職員に対する在外公館長表彰式が行われ、同職員の御母堂を始めご家族7名が出席されました。

セレモニーでは、まず、牛尾滋駐ポルトガル日本国大使から、同職員の明るく朗らかで有能かつ責任感の強い人柄を偲びつつ、JET（The Japan Exchange and Teaching Programme）での3年に及ぶ日本滞在経験を生かした日本・ポルトガル間交流促進への多大な貢献を称え感謝する挨拶の後、在外公館長表彰状が読み上げられ、当館館員他多くの関係者から故人へ寄せられたメッセージ集と共に、同職員のお兄様である Rui Filipe Carvalho de Oliveira Neves 氏へ伝達されました。

引き続き、同氏からご家族を代表して返礼が述べられた後、列席者全員が順にあらためて一言を紙に記し、ミニチュアツリーに添えて故人の名残を惜しみました。

あらためて、当館一同、故 Maria João Neves 職員に対し、ここに哀悼の意を表します。



## (2) ラグビー：日本代表 VS ポルトガル代表

11月13日、コインブラ市の Estádio Cidade de Coimbra (コインブラ市立スタジアム) において、ラグビーの日本対ポルトガル戦が行われました。当大使館からは、牛尾大使に代わり三井次席が観戦し、試合終了後、38対25で勝利を収めた日本チームに楯を手渡しました。友好国である日ポ両国のスポーツ交流という意味でも、大変意義深い試合となりました。両チームの皆さん、本当に有難う、そして更なる栄光をお祈りします！



## (3) ペニシェ観光専門学校のフェスティバル「Volta ao mundo (世界一周)」における日本酒紹介

11月30日、ペニシェ観光専門学校 (リスボンから100キロほど北のレイリア県ペニシェ市に所在) において各国フェア「Volta ao mundo (世界一周)」が開催され、世界から「日本」の他、「インド」、「ギリシャ」、「メキシコ」、「ブラジル」各国を選定の上、同5テーマ国の文化紹介が行われました。日本大使館からは、会場配布用に「にぼにか」の提供を行ったほか、同会場内ブースにおいて日本酒紹介コーナーを設け、各種日本酒(大吟醸、吟醸、梅酒)の紹介を行い、それぞれ参加者にテースティングいただきました。中には日本酒は初体験という学生も交じり、興味深げに各種日本酒の差異についての感想を述べ、各々の酒に合う料理についての質問が出る等、これからのポルトガル観光業を背負って立つ本校学生他とりわけ若い層に、日本酒の紹介・試飲を通じ魅力的な日本食文化の側面を効果的にアピールすることができました。



#### (4) マリア・マヌエラ・アルヴァレス氏及びジョゼ・アルヴァレス氏による著書「Novos Ensaios Luso-Nipónicos」出版記念会

12月4日、日本におけるポルトガル語・ポルトガル文化の普及に尽力されたマリア・マヌエラ・アルヴァレス氏及びジョゼ・アルヴァレス氏による標記出版記念会が、ベレン文化センターにて実施されました。本イベントは、当館との共催イベントで、日ポルトガル修好160周年（2020年）事業の一環であり、牛尾大使他、エステヴェス前駐日ポルトガル大使、トルガル・コインブラ大学教授が日ポルトガル二国間関係につきご講演されました。ご参加いただいた皆様、ありがとうございました！



#### (お知らせ)

##### (1) 「日本漢字能力検定」の開催と受験者募集のお知らせ

日本漢字能力検定協会主催の「日本漢字能力検定」が以下の要項で実施されます。詳細については下記までお問い合わせ下さい。

- 1) 検定実施日時：2022年 1月29日（土曜日） 13：30
- 2) 会場：ドンペドロ校
- 3) 住所：Estrada das Laranjeiras 122, 1600-136 Lisboa, Portugal
- 4) 出願受付期間 2021年 10月 18日（月）～12月 10日（金）
- 5) 検定級（2級～10級）

6) お問い合わせ・お申込み：リスボン補習授業校のサイト lisbon\_jschool@yahoo.co.jp  
< お申込みの際には、氏名（姓・名）、カタカナフリガナ（姓・名）、受験級、生年月日（西暦）  
が必要です。 >

## （２）「まるごと（A1）日本語オンラインコース」のポルトガル語版自習コースの開講

国際交流基金の日本語学習サイト「みなと」に「まるごと日本語オンラインコース（A1）」の解説言語としてポルトガル語が新たに加われました。

本コースは、インタラクティブなeラーニング教材で、コミュニケーションのための日本語（聞く、話す、読む、書く）を総合的に学ぶことができます。

下記 URL をご参照ください。

URL：<https://www.fundacionjapon.es/jp/Actividades/Lengua-Japonesa/evento/222/marugoto-online-portugues>

### ●広報文化班より

今後、当館主（共）催による日本関連イベント開催に当たり、大使館便りに加えてEメールによる招待状やイベント情報の送付を希望される方は、[cultural@lb.mofa.go.jp](mailto:cultural@lb.mofa.go.jp)までご連絡下さい。

## 4. 領事関係

### （１）新型コロナウイルス感染症について

ア 新型コロナウイルスは風邪と同様にせきやくしゃみなどの飛沫で感染するとされていますので、手洗い、うがい、咳エチケットの徹底、公共交通機関や閉鎖空間でのマスクの着用、なるべく人混みを避ける等の基本的な感染症対策につとめてください。日頃から保健総局のホームページや報道等により最新の情報を入手するようつとめてください。また、大使館ホームページにも関連情報を掲載していますので御利用ください。

〈参考〉

ポルトガル政府ホームページ（ポルトガル語）

<https://www.portugal.gov.pt/pt/gc22>

外務省海外安全ホームページ

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

ポルトガル保健省保健総局新型コロナウイルス総合ページ

<https://www.dgs.pt/corona-virus>

内閣官房ホームページ

<https://corona.go.jp/>

厚生労働省ホームページ

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html)

イ なお、新型コロナウイルスに係る東洋人に対する風評被害（感染者であるかのごとく扱われる被害）等について、お心あたりのある方は、当館領事班へ御連絡下さるようお願いいたします。

## (2) 日本へ（一時）帰国をお考えの方へ

ア 12月1日、日本政府は、ポルトガルを「水際対策上特に対応すべき変異株（オミクロン株）に対する指定国・地域」に指定しました。これにより、12月3日午前0時（日本時間）以降日本に到着する帰国者及び再入国者は検疫所長の指定する宿泊施設において6日間の待機が求められています。ついては、これらの方々は、ワクチン接種証明書の有無にかかわらず、指定先にて6日間待機（入国日を含めない）いただき、7日目以降も8日間（入国翌日から起算して14日間）は引き続き自宅等で待機いただくこととなります。（10日目以降の隔離の短縮措置も停止されています。）

イ 一方、全ての入国・帰国者に求められている陰性証明書、質問票の提示及びアプリの登録が必要なことに変更はありません。陰性証明書については、当国発便の出発時刻から起算して72時間以内に受検した検査結果が有効となります。また、同陰性証明書には、厚生労働省所定の様式（[日本語・英語](#)又は[英語・ポルトガル語](#)）が必要ですので御留意ください。同様式による証明を行う当国内の医療機関・検査機関のリストは当館ウェブサイト（<https://www.pt.emb-japan.go.jp/files/100178283.pdf>）に掲載しています。なお、日本が有効と認める検体、検査方法等全ての必要事項が英語で記載されている場合は、任意の様式でも差し支えありませんが、陰性の検査結果を提示できない場合、検疫法に基づき、日本への上陸が認められませんので御留意ください。有効な検査検体及び検査方法等を確認する方法として早見表が、また、検査証明書に関するQ&Aも公表されていますのでそれぞれ以下のリンクから御確認ください。

早見表：<https://www.pt.emb-japan.go.jp/files/100206716.pdf>

Q&A：[100228788.pdf](https://www.pt.emb-japan.go.jp/files/100228788.pdf) ([emb-japan.go.jp](https://www.pt.emb-japan.go.jp))

ウ さらに、日本到着時には、検疫所において、入国後の制約事項を遵守する旨の誓約が求められます。詳細は「[水際対策に係る新たな措置について（厚労省）](#)」を御参照ください。

## (3) 日本への入国査証（ビザ）

日本国とポルトガル共和国との間の一般旅券所持者に対する相互査証免除措置は現在停止されており、原則として日本に入国を企図する（ポルトガル在住の）ポルトガル人は、当館へ査証発給申請を行う必要があります。また、12月2日から当面の間、外国籍者で入国が認められるのは、再入国者及び以下3種類の査証の所持者に限られています。

ア 日本人の配偶者等（(S)AS SPOUSE, CHILD OF JAPANESE）（注）

イ 永住者の配偶者等（(S)AS SPOUSE OF PERMANENT RESIDENT）

ウ 外交（(D)AS DIPLOMAT）

（注）日本人の配偶者として申請可能な短期滞在査証（(V)AS TEMPORARY VISITER）は、上記アに該当しません。

## (4) 海外滞在者の運転免許証の更新

新型コロナウイルス感染症対策の一環として、有効な日本の運転免許証をお持ちの方が、事前に郵送等で申請いただくことで、更新・運転可能期間が3か月延長されるとしていた措置が、本

年12月28日の受付をもって終了することになりました。詳細は、以下の警察庁ホームページをご確認ください。

[https://www.npa.go.jp/bureau/traffic/menkyo/kaigai\\_tokurei.html](https://www.npa.go.jp/bureau/traffic/menkyo/kaigai_tokurei.html)

#### (5) 海外に住んでいても国政選挙への投票は可能です。

在外投票を行うには、在外選挙人名簿に登録し、あらかじめ在外選挙人証を取得しておく必要があります。在外選挙登録申請手続きについては以下のリンク先を御参照ください。

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/senkyo/flow.html>

#### (6) 日本国内の空港における税関検査上電子申告ゲートの活用

現在、日本国内の6空港（成田国際空港、羽田空港、関西国際空港、中部国際空港、福岡空港及び新千歳空港）においては、税関手続の円滑化を図ることを目的として、税関検査場電子申告ゲートが設置されています。同ゲートの利用はIC旅券保持者に限られますが、人と人の接触を軽減するものでもあり、新型コロナウイルス感染症対策としても推奨されています。ご利用に当たっては、あらかじめ、以下のリンクから税関申告アプリをダウンロードいただきますようお願いいたします。

<https://itunes.apple.com/jp/app/id1454991621>

<https://play.google.com/store/apps/details?id=jp.go.customs.EGateMobile>

#### (7) 在留届に関するお願い

近年、海外で生活する日本人の増加にともない、海外で事件や事故等思わぬ災害に巻き込まれるケースも増加しています。万一、在留邦人の皆様がこのような事態に遭われた場合には、日本国大使館や総領事館は「在留届」を基に皆様の安否確認や援護活動を行っています。また、大規模事件・事故、テロ事件、大規模自然災害などの緊急事態発生時、「在留届」を提出いただいた方々には、安全に係る情報を提供しています。

「在留届」は、旅券法において、日本国外に住所または居所を定めて3か月以上滞在される日本国籍者を対象にその提出が義務づけられています。もし、ポルトガルに在住しておられるご友人・知人で、まだ在留届を提出していない方がおられましたら、届出を行うよう御案内ください。

届け出はこちらから→ <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>

#### (8) 第三国出国の際の「たびレジ」登録のお願い

在留届を提出されている在留邦人の皆様は、普段は海外安全情報配信サービス「たびレジ」に登録する必要はございません。しかし、休暇、出張等で第三国にお出かけの際には、是非「たびレジ」の登録をお願いいたします。「たびレジ」に登録すると、渡航先の大使館・総領事館から、日本語で最新の安全情報がメールで届きます。また、昨今の新型コロナウイルス感染症の流行を含め大規模な事件・事故、テロ、自然災害等緊急連絡のメールが届き、安否の確認や必要な支援などを受けることができます。

ご登録はこちらからお願いします→ <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/index.html>



## (9) マイナンバーカードの取得について～海外から帰国したら～

ア あらゆるモノやサービスがインターネットでつながるこれからの時代において、多様化・拡大する様々な手続・サービスを個人が広く利用できるようにするためには、安全で確実な本人確認ができることが大前提になります。マイナンバーカードは、そのような時代に不可欠な本人確認ツールであり、安全・安心で利便性の高いデジタル社会の基盤となるものです。

イ マイナンバーカードは、マイナンバーが記載された顔写真入り・ICチップ付きのカードで、顔写真入りの公的な身分証明書です。また、マイナンバーカードを持っていると、自治体によっては、役所に行かなくてもお近くのコンビニエンスストアで住民票の写しや課税証明書など各種の証明書を取得が可能です。毎日朝6時半から夜11時まで利用でき、役所の窓口で手続をするよりも手数料が安くなる市区町村もあります（ただし、市区町村によって手数料やサービス内容が異なります。）。また、マイナンバーカードを用いて e-Tax による確定申告をはじめ色々な手続や契約を行うことも可能です。2021年3月からは、マイナンバーカードは健康保険証としても使えるようになりました。病院や薬局の受付でカードリーダーにマイナンバーカードをかざせば、カードのICチップによりオンラインで保険資格の確認ができます。

同3月の利用開始時点で全国の医療機関や薬局の6割程度においてまた、令和5年（2023年）3月末にはおおむね全ての医療機関や薬局においてカードリーダーが導入される予定です。

ウ マイナンバーカードは健康保険証として機能するので、就職や転職、引っ越しをした場合でも保険証の切替えを待たずにマイナンバーカードで医療機関の受診や薬局での受付ができる他、高額療養費の限度額認定証や高齢者の方の高齢者受給者証など健康保険証以外の書類の窓口への持参が不要になります。このように、マイナンバーカードを持つと本人活用が必要になる様々な手続きの場面で利便性が高まるといえます。

エ カードの交付手数料は無料です。まだお持ちでない方は、御帰国後速やかに取得申請を行って頂くようお願いします。

## (10) 当館領事業務へのご意見募集

当館では、領事サービスの向上を図るため、皆様からの御意見を募集しています。些細な事柄でも結構ですので、御意見・御要望等があれば、お気軽に下記領事班あてにE-mailにて御連絡下さい。

### 在ポルトガル日本国大使館（領事班）

住所：Avenida da Liberdade 245-6 1269-033 Lisboa

TEL：21-311-0560 FAX：21-354-3975 E-mail：[consular@lb.mofa.go.jp](mailto:consular@lb.mofa.go.jp)